

令和2年5月1日

保護者各位

児童家庭部長

通所自粛に伴う5月分の学童保育料について

令和2年4月27日に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う登園自粛」を再要請しましたが、通所自粛に伴う5月分の学童保育料の取扱いにつきましては、下記のとおりです。

なお、学童保育所での集団感染（クラスター）を防止するため、やむを得ない事情がある場合を除き、できる限りご家庭での保育をお願いします。

記

1. 5月分の学童保育料について

5月1日及び2日の利用の有無に関わらず、5月7日から30日までの期間、感染予防のため学童保育所への通所を自粛する場合は、特例として5月分の学童保育料を免除します。

2. 通所自粛に伴う免除手続きについて

(1) 通所自粛の連絡

通所を自粛する場合は、児童家庭課又は所属する学童保育所に、5月15日（金）までにご連絡ください。

※期日後の連絡は、免除となりませんのでご注意ください。

(2) 「休所願い」の提出

① 4月に提出している方で、5月も自粛を継続する場合は、連絡をいただければ「休所願い」の提出は不要です。

② 5月から休所する場合は、市ホームページに「休所願い」の様式がありますので、その様式を使用し、必要事項を記入のうえ、5月15日（金）までに児童家庭課へ提出（郵送可、当日消印有効）してください。

※5月7日以降に学童保育所を利用した場合は、学童保育料を徴収させていただきます。